

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区 (朔日市、本町、北町、松の巷、常盤巷、百軒巷、八千代巷、喜多浜、干拓、市街地1、市街地2、市街地3、 上神拝、上喜多川、下喜多川、樋之口、八丁、古川、砂入)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区の担い手は、これまでの実績や信頼により、利用権設定等により地域の農地を耕作しているが、本地区の農地は市街地及びその周辺に位置しているため、各担い手ごとに農地が分散しており、今後さらなる規模拡大や集約化を図ることが困難な状況となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、高齢化等により地域の担い手へ農地を預ける場合については、その農地に隣接する規模拡大意向の担い手へ農地を集約させる。
また、担い手間の調整により、耕作権を入れ替え、農地の連たん化を図ることについても、担い手の意向や農地の所有者等の意見も踏まえた上で、可能な範囲で検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手を中心に農地集積を進めるとともに、可能な範囲で団地化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
市街地周辺農地が多いため基盤整備事業の実施は難しいが、可能な範囲で検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				